

1 これまでの経過について

	回数/時期	内 容
令和 元 年 度	第1回 9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問、審議会の説明 ・ 水道事業及び下水道事業の概要、現状、課題、料金体系等について説明
	第2回 12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定に向けた必要事項（水需要及び料金収入予測、総括原価の算出）について説明 ・ アンケート実施にかかる説明
	第3回 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定（素案）の提示・説明 ・ 具体的審議
令和 2 年 度	第4回 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定（素案）の説明 ・ 具体的審議
	第5回 (6月・7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的審議 ・ 答申案の検討
	第6回 (8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案とりまとめ
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

■ 第3回審議会における主な意見

- ・ 固定費相当額の徴収という点から水道料金について値下げをするべきではない。
- ・ 水道料金については、「基本水量」という料金体系の一部を見直すことから結果的に減収を伴うものである。
- ・ アンケート結果と事務局提案の内容に差異が見受けられる。
- ・ 基本水量の設定は、上下水ともに同じ水量を設定することが前提なのか。
- ・ 「審議会の進め方」について、基本水量と料金をセットで審議する方がいいのではないか。
- ・ 使用量によっては、「平均改定率」よりも大きな改定率となる使用者が存在するパターンもあるが、その点に対して丁寧な説明が必要である。

■これまでの審議会で確認いただいた内容（要旨）

項目	水道料金	下水道使用料
料金改定の概要 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実情にあった料金体系の構築のため、基本水量を見直す ・ 基本水量内以外の使用者は見直しの対象外のためいくらかの減収が生じる。(10 m³/月以上は料金不変) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金減少を改善するため、長年据え置いてきた使用料を基本水量も含め全面的に見直す(値上げ)
具体的な審議に向けて【共通事項】 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口及び世帯の予測は、「国勢調査」をベースとする。 ・ 使用件数は、令和3年までは微増し、令和4年以降は減少すると予測 ・ 使用水量、料金収入ともに減少傾向と予測 ・ 料金算定期間は、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性、事業者の経営責任などの要素を考慮し「5年」程度を設定 	
具体的な審議に向けて【個別事項】 (第2回)	<p>—</p> <p>(上下共通事項として上記の説明)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略策定時(H30度)からの変更事由である「補助金カット」を反映すれば、R1度見込みから純損失(赤字)に転じR5度に資金不足になると予測 ・ 対象経費(原価)の算定にあたっては、長期前受金戻入を含む使用料以外の収入を控除する。 ・ 算定要領上は、従量単価は均一型体系となるが、特に少量使用者の激変緩和を踏まえた調整が必要である。
具体的な審議に向けて【共通事項】 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本水量の決定(上下水共通)→水道、下水道それぞれの料金検討」という審議の進め方を提案 →進め方の見直しについて、第4回審議会の中で説明します。 	
具体的な審議に向けて【個別事項】 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5つのモデルパターンを提案 使用上の性質等を考慮して基本水量を設定 原価計算に基づき基本料金または従量料金を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実情を踏まえて総括原価を算出(流域負担金増加を反映) ・ 「事業報酬/年」は自己資本額×5.0%により算定 →約3.1億円/年の増収を想定(平均改定率:29.42%) ・ 9つのモデルパターンを提案

